

令和5年5月2日

保護者各位

石狩市保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更について

日頃より教育・保育行政の推進につきましてご協力を賜り、また長期にわたり新型コロナウイルス感染症の拡大防止についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが、「5類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなります。

これに伴い、当市の新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いを下記のとおり見直しさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1 「感染の可能性がある方」の対応について

これまで、保育施設等で陽性者が発生した場合、施設が「感染の可能性がある方」を特定し、該当する園児の登園自粛や健康観察を保護者に要請しておりましたが、令和5年5月8日以降、「感染の可能性がある方」の特定を行わないこととします。

2 新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等をお休みいただく期間について

園児が陽性又は濃厚接触者となった場合の登園基準（後段※参考のとおり）については、令和5年5月7日をもって、これを終了することといたします。

新型コロナウイルス感染症について、感染症法の位置付けの変更後も、発熱や呼吸器症状の発症などのほか、お子様が体調不良の際には保育施設等の利用をお控えいただくようお願いいたします。発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことが推奨されております。

※参考【令和5年5月7日まで】保育施設等をお休みいただく期間について

	状 況	お子様がお休みいただく期間
①	お子様が新型コロナウイルスに感染した場合	保健所または医師から指示のあった健康観察期間
②	同居のご家族が感染した・お子様が「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」に特定された場合	陽性者との最終接触日の翌日から5日間または保健所等から指示のあった外出自粛（待機）期間 ※ただし、7日間が経過するまでは・・・ ○検温等による健康観察やマスク着用等感染対策を徹底する
③	お子様や同居のご家族がPCR検査等を受ける場合（任意の検査を除く。）	検査結果（陰性）が判明するまでの間 ※お子様が「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」に特定されており、発症して検査を受けた場合は、陰性であっても②の期間とします。